

○地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

平成25年9月25日

条例第25号

改正 平成28年6月30日条例第28号

平成30年9月20日条例第29号

令和3年6月29日条例第18号

令和4年3月23日条例第6号

地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該特定非営利活動法人に係る平塚市市税条例（平成元年条例第21号）第13条の2第2項の期間を別表のとおり定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（平塚市市税条例の一部改正）

- 2 平塚市市税条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年6月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月20日条例第29号）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人トムトムの項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の別表特定非営利活動法人WE21 ジャパンひらつかの項の規定は、同項に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和3年6月29日条例第18号）

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別表中「平成35年9月30日」を「令和5年9月30日」に改める改正規定及び同表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人フードバンクひらつかの項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前の別表NPO法人ロボティック普及促進センターの項及びNPO法人スローライフ障害者地域活動支援センターの項の規定は、これらの項に規定する特定非営利活動法人に対してそれぞれ同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和4年3月23日条例第6号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前の別表特定非営利活動法人フードバンクひらつかの項の規定は、同項に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	平塚市市税条例第13条の2 第2項の期間
特定非営利活動法人トムトム	茅ヶ崎市萩園2, 336番地 2	平成30年1月1日から令和 5年9月30日まで
特定非営利活動法人WE21ジ ャパンひらつか	平塚市代官町11番30号	平成30年10月1日から令 和5年9月30日まで
特定非営利活動法人フードバ ンク湘南	平塚市山下12番1 リゾ ート高麗101	令和3年1月1日から令和8 年6月30日まで
NPO法人スローライフ障害者地 域活動支援センター	鎌倉市腰越四丁目9番8号	令和3年7月1日から令和8 年6月30日まで